

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後									
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)</p> <p>(前 略) (休日)</p> <p>第13条 教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし休日は勤務日とするが、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号において「祝日法による休日」という。）</p> <p>(2) 12月29日から翌年の1月3日（祝日法による休日を除く。）</p> <p>(3) 6月18日（創立記念日）</p> <p>(4) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（夏季一斉休業日）</p> <p>(中 略) (年次休暇の手続)</p> <p>第22条 年次休暇は、教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則 (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (年次休暇)</p> <p>第53条 有期雇用教職員の有給の年次休暇は、次の各号に定める日数とする。</p>	<p>(休日)</p> <p>第13条 (同 左)</p> <p>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次号及び第4号において「祝日法による休日」という。）</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日（<u>祝日法による休日を除く。</u>）（夏季一斉休業日）</p> <p>(年次休暇の手続)</p> <p>第22条 (同 左)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該教職員の有する年次休暇日数のうち5日（教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除した日数）を超えない範囲の日数について、大学が教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。</u></p> <p>3 (同 左)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第53条 有期雇用教職員の有給の年次休暇は、次の表の左欄に掲げる年次休暇を付与する日の区分に応じ、<u>同表の中欄に掲げる日数を付与する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年次休暇を付与する日</th> <th style="text-align: center;">日数</th> <th style="text-align: center;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">雇用の日</td> <td style="text-align: center;">10日</td> <td style="text-align: center;">6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">雇用の日か</td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">年次休暇を付与</td> </tr> </tbody> </table>	年次休暇を付与する日	日数	その他の事項	雇用の日	10日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。	雇用の日か	1年	年次休暇を付与
年次休暇を付与する日	日数	その他の事項								
雇用の日	10日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。								
雇用の日か	1年	年次休暇を付与								

改 正 前		改 正 後															
<p>(1) 雇用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</p> <p>(2) 雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数(当該日数が20日を超える場合は、20日)</p>		<table border="1"> <tr> <td rowspan="5"> から起算した 継続勤務期 間が右欄に 掲げる年数 を経過した 日 </td> <td>2年</td> <td>12日</td> <td rowspan="5"> する日の前1年 間における全勤 務日の8割以上 出勤した場合に 限る。 </td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>16日</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>18日</td> </tr> <tr> <td>6年以上</td> <td>20日</td> </tr> </table>	から起算した 継続勤務期 間が右欄に 掲げる年数 を経過した 日	2年	12日	する日の前1年 間における全勤 務日の8割以上 出勤した場合に 限る。	3年	14日	4年	16日	5年	18日	6年以上	20日			
		から起算した 継続勤務期 間が右欄に 掲げる年数 を経過した 日		2年	12日		する日の前1年 間における全勤 務日の8割以上 出勤した場合に 限る。										
				3年	14日												
				4年	16日												
				5年	18日												
6年以上	20日																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>6月経過日から起算した継続勤務年数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>4年</td> <td>6日</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>8日</td> </tr> <tr> <td>6年以上</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>		6月経過日から起算した継続勤務年数	日数	1年	1日	2年	2日	3年	4日	4年	6日	5年	8日	6年以上	10日		
6月経過日から起算した継続勤務年数	日数																
1年	1日																
2年	2日																
3年	4日																
4年	6日																
5年	8日																
6年以上	10日																
2 (略)		2 } (同 左)															
3 年次休暇は、有期雇用教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、有期雇用教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。		3 } (同 左)															
4～6 (略) (後 略)		4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた有期雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該有期雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日(有期雇用教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分を5日から控除した日数)を超えない範囲の日数について、大学が有期雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。															
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号) (前 略) (年次休暇)		5～7 (同 左) (年次休暇)															
第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の各号に定める日数とする。		第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、															

改正前		改正後												
		年次休暇を付与する日の項の区分ごとに定める日数を付与する。												
		1週間又は1年間の勤務日の日数					その他の事項							
		5日	4日	3日	2日	1日	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。							
		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。							
年次休暇を付与する日	雇用の日	10日	7日	5日	3日	1日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。							
	雇用の日から起算した継続勤務期間が右欄に掲げる年数を経過した日	1年	11日	8日	6日	4日	2日	年次休暇を付与する日の前1年間における全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。						
		2年	12日	9日	6日	4日	2日							
		3年	14日	10日	8日	5日	2日							
		4年	16日	12日	9日	6日	3日							
		5年	18日	13日	10日	6日	3日							
6年以上		20日	15日	11日	7日	3日								
<p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている時間雇用教職員、1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</p> <p>(2) 前号に掲げる時間雇用教職員が、雇用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、10日に、次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数（当該日数が20日を超える場合は、20日）</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>6月経過日から起算した継続勤務年数</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table>		6月経過日から起算した継続勤務年数	日数	1年	1日	2年	2日							
6月経過日から起算した継続勤務年数	日数													
1年	1日													
2年	2日													

改 正 前		改 正 後			
3年	4日				
4年	6日				
5年	8日				
6年以上	10日				
<p>(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員(1週間の勤務時間が30時間以上である時間雇用教職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、継続勤務期間の項の区分ごとに定める日数</p>					
		1週間又は1年間の勤務日の日数			
		4日	3日	2日	1日
		169日 から 216日 まで	121日 から 168日 まで	73日か ら120 日まで	48日か ら72日 まで
継 続 勤 務 期 間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月 以上	15日	11日	7日	3日
2 (略)		2 } (同 左)			
3 年次休暇は、時間雇用教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、時間雇用教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。		3 } (同 左)			
4～6 (略) (年次休暇以外の休暇)		4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた時間雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該時間雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日(時間雇用教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分を5日から控除した日数)を超えない範囲の日数について、大学が時間雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得することができる。			
第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期		5～7 (同 左) (年次休暇以外の休暇) 第46条 (同 左)			

改 正 前			改 正 後			
<p>間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除く。）に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>前条第1項第1号に掲げる時間雇用教職員にあつては、一の事業年度の6月から10月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間とし、同項第3号に掲げる時間雇用教職員のうち、所定勤務日数が週4日以下とされている時間雇用教職員にあつては、次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が121日以上216日以下であるものにあつては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の事業年度の6月から10月までの期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間とする。</u></p>			<p>(1)～(6) (同 左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度の6月から10月までの期間において、同表の日数の項に掲げる、休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間</u></p>			
1週間の勤務日の日数	4日	3日	1週間又は1年間の勤務日の日数			その他の事項
1年間の勤務日の日数	169日から216日まで	121日から168日まで	5日	4日	3日	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。 週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。
日数	2日	1日	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	
			日数	3日	2日	1日
<p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。）に限り、第7号及び第8号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、1週間の所定勤務日数が2日を超える者に限る。ただし、第7号及び第8号の休暇を取得できる時間雇用教職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下第50条において「育児・介護休業法」という。）第</p>			<p>(8)～(10) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p>			

改 正 前					改 正 後																																																									
<p>16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。) に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) 前条第1項第1号に掲げる時間雇用教職員にあっては一の事業年度において10日の範囲内の期間とし、同項第3号に掲げる時間雇用教職員のうち、所定勤務日数が週4日以下とされている時間雇用教職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものについては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の事業年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。</p>					<p>(1)～(5) (同 左)</p> <p>(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。) <u>次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度において、同表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間</u></p>																																																									
<table border="1"> <tr> <td>1週間の勤務日の日数</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1年間の勤務日の日数</td> <td>169日から</td> <td>121日から</td> <td>73日から</td> <td>48日から</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>216日まで</td> <td>168日まで</td> <td>120日まで</td> <td>72日まで</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> </table>					1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	1年間の勤務日の日数	169日から	121日から	73日から	48日から	日数	216日まで	168日まで	120日まで	72日まで	日数	7日	5日	3日	1日	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"></td> <td colspan="5">1週間又は1年間の勤務日の日数</td> <td rowspan="2">その他の事項</td> </tr> <tr> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>217日以上</td> <td>169日から216日まで</td> <td>121日から168日まで</td> <td>73日から120日まで</td> <td>48日から72日まで</td> <td>1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。</td> </tr> <tr> <td>日数</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>1日</td> <td></td> </tr> </table>						1週間又は1年間の勤務日の日数					その他の事項	5日	4日	3日	2日	1日		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。							週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。	日数	10日	7日	5日	3日	1日	
1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日																																																										
1年間の勤務日の日数	169日から	121日から	73日から	48日から																																																										
日数	216日まで	168日まで	120日まで	72日まで																																																										
日数	7日	5日	3日	1日																																																										
	1週間又は1年間の勤務日の日数					その他の事項																																																								
	5日	4日	3日	2日	1日																																																									
	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。																																																								
						週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。																																																								
日数	10日	7日	5日	3日	1日																																																									
(後 略)					<p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>2 前項の場合において、平成30年10月2日から平成31年3月31日までの間に雇用された有期雇用教職員及び時間雇用教職員に係る第2条の規定による改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第53条第1項及び第3条の規定による改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第45条第1項の規定の適用(次項において「改正後の有期雇用教職員就業規則及び時間雇用教職員就業規則の適用」という。)については、この規程の施行の日をそれぞれ同項の雇用の日とみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、平成30年10月1日以前に雇用された有期雇用教職員及び時間雇用教職員に係る改正後の有期雇用教職員就業規則及び時間雇用教職員就業規則の適用については、なお、従前の例による。</p>																																																									